

地震から身を守ろう！
家具転倒防止器具支給の
お知らせ

市では、5月6日(木)から、「家具転倒防止器具支給事業」の申請受付を開始します。この事業は、福生市に居住し、住民登録または外国人登録を行なっている希望する世帯主に対して、上限15,000円相当の家具転倒防止器具を現物で支給する事業です。(申請は申請年度を問わず1世帯1回限りとなりますので、昨年度支給を受けた世帯は申請ができません。)

【支給の申請について】

申請は先着順で、年間約650件を予定しています。各協力店舗(地図参照)で「家具転倒防止器具支給

申請書」に必要事項を記入し、その場で申請してください。申請書を市役所へ郵送することもできますが、締切に間に合わないことがありますので、店舗での申請をお勧めします。

【器具の支給の方法】

申請受付後、安全安心まちづくり課防災係で審査を行ない、「福生市家具転倒防止器具支給(不支給)通知書」をお送りします。支給が決定した世帯へは、器具の準備ができ次第、申請を行った各協力店舗よりご連絡します。

【器具の取付け支援について】

次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、器具の取付けを希望する場合は無料で取付け支

援を行ないますので、「家具転倒防止器具支給兼取付申請書」で申請してください。(印鑑または署名が必要となります。)

- ① 満65歳以上の方
- ② 要介護・要支援認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(各手帳)
- ④ 難病医療費助成を受けている方(マル都医療証)
- ⑤ その他市長が特別な理由があると認められた方

※一般の世帯にも有料で器具の取付け支援を行ないます。詳しい依頼方法や料金については、取付け支援を行なうシルバー人材センターへ直接お問い合わせください。

【注意事項】

器具は、到着時の不良の場合を除き、一切返品・交換ができませんので、自宅の家具に取付けが可能か確認して申請を行なってください。また、家具転倒防止器具は、取付けの状況次

第で効果が得られない場合があります。万が一家具が転倒した場合、市では責任を負いかねますのでご了承ください。

問合せ安全安心まちづくり課防災係 ☎551・1638

心理相談員募集
募集人員 1名
雇用期間 6月1日～平成23年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)
勤務時間 原則として月～土曜日のうち4日、午前9時～午後4時

受験資格 臨床心理士資格を有する方または受験資格(修士課程終了見込みを含む)のある方で心理相談活動を熱意を持って遂行できる方

試験の方法 面接(日時未定)
申込み ① 4月15日(木)～23日(金)の間、本人が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明できるものの写

福生市家具転倒防止器具支給協力店舗

● 櫛みのりかわ ☎551-1973
福生市加美平1-26-3 定休日:日曜・祝日
営業時間:午前8時～午後8時

● 笹本金作商店 ☎551-2521
福生市志茂133 定休日:第1・第3土曜・日曜・祝日
営業時間:午前8時～午後5時

● ミナミロックセンター ☎551-0449
福生市本町115-5 定休日:水曜日
営業時間:午前10時～午後7時

● ハーツヒグチ ☎551-3274
福生市熊川904 定休日:日曜・祝日
営業時間:午前8時～午後7時

福生市と「福生市建設防災協会」が協定を締結

いつ起きるかわからない大規模な災害に備えるため、市は新しく設立された団体「福生市建設防災協会」と災害時における応急対策に係る協定を3月10日に締結しました。



「福生市建設防災協会」は、市との協定に基づく災害時の応急対策活動に協力し、地域貢献を目的とする団体で、市内の土木建設、電気、造園、上下水道に係る協会員で構成されており、現在会員は34事業所となっています。この協定の締結により、地震等の各種災害時において発生する、道路を遮断する障害物の除去等を円滑に実施し、避難路や物資・給水の輸送路を早期に確保できると考えています。

5月の無料相談

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	14日(金)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	6日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	11日(火)			
法律相談	7日(金)・12日(水)・19日(水)・26日(水)	午前9時～午後4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。(5月7日分の予約は4月27日から)
交通事故相談	20日(木)			
税務相談	27日(木)			
少年相談	21日(金)	午前9時～午後4時	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外には警視庁八王子少年センター ☎042・642・1677へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日			
子ども相談	毎週月～土曜日			
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課 ☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日			
金融相談	13日(木)			

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

「安全安心まちづくり市民ひろば」次回の開催日時4月27日(火)午後7時～9時 場所市営競技場第一会議室 ※市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。 問合せ安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

しを持参のうえ、直接、市役所第一棟5階職員課人事係 ☎551・1589へ。 平成22年度憲法週間行事 「講演と映画の集い」 日時 5月6日(木)午後1時30分～5時10分(予定) 場所 羽村市生涯学習センターゆとろぎ大ホール(羽村市緑ヶ丘1-11-5、定員840名) 内容 【講演】林家うん平(落語家)『うん平の人権講話』涙と笑いの人権ばなし 【映画】『ディア・ドクター』(日本語字幕付き) ※入場無料、先着順(託児室は要予約)、手話通訳、要約筆記有

主催 東京都人権啓発活動ネットワーク協議会、羽村市 問合せ 東京都総務局人権部 ☎03・5388・2588 (☎03・5388・1266) 東京法務局人権擁護部 ☎03・5213・1365、羽村市総務部庶務課 ☎55・1111、(財)人権擁護協力会 ☎03・5298・3650 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの停止について システムの入れ換え作業のため、5月1日から5日まで、資格審査、入札情報、電子入札のすべてのサービスが利用できません。 なお、新サービスへ移行 ☎551・1535

後も、事業者側URLに変更はありません。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。 問合せ 契約管財課契約係 ☎551・1539 福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税) 3月1日から31日までの間に、山田マス江様、青梅信用金庫様、外匿名で2名の方から合計342,300円のご寄附をいただきました。 いただきました寄附金は、有効に使用させていただきます。(平成21年度累計17件、749,271円) 問合せ 契約管財課管財係 ☎551・1535